

議案第 77 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸内市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸内市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年瀬戸内市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(瀬戸内市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸内市個人情報保護法施行条例(令和 5 年瀬戸内市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項及び同条第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(瀬戸内市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 瀬戸内市職員の給与に関する条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条の 2 第 3 号及び第 4 号、第 23 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(瀬戸内市消防表彰条例の一部改正)

第 4 条 瀬戸内市消防表彰条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 165 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 5 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 12 条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第 13 条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第 16 条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれると

きは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 6 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮又は無期禁固に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮又は有期禁固に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(瀬戸内市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 7 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 68 号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条の規定による改正後の瀬戸内市職員の給与に関する条例第 23 条の 3 第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

瀬戸内市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年瀬戸内市条例第19号)新旧対照表

現行	改正後
<p>第47条 保有個人情報(非開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第47条 保有個人情報(非開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

瀬戸内市個人情報保護法施行条例(令和5年瀬戸内市条例第6号)新旧対照表

現行	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報を、施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報を、施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

瀬戸内市職員の給与に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第46号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに</p>

至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

6～8 略

至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

6～8 略

瀬戸内市消防表彰条例(平成16年瀬戸内市条例第165号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(功労記章及び功績章等の返納)</p> <p>第9条 功労記章、功績章又は普通表彰記章を付与された者が禁固 以上の刑に処せられ、又は懲戒処分により免職せられたとき、若しくは功労者として面目を失う行為があったときは、市長は、そのはい用を停止し、又は返納させることができる。</p>	<p>(功労記章及び功績章等の返納)</p> <p>第9条 功労記章、功績章又は普通表彰記章を付与された者が拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒処分により免職せられたとき、若しくは功労者として面目を失う行為があったときは、市長は、そのはい用を停止し、又は返納させることができる。</p>